

官報

号外 昭和二十九年十二月二十日

○第二十二回 参議院會議録第三号

昭和二十九年十二月二十日(月曜日)午前十時四十七分開議

議事日程 第三号

昭和二十九年十二月二十日

午前十時開議

第一 日本国とビルマ連邦との間の平和条約の批准について承認を求めるの件(衆議院送付)

(委員長報告)

第二 日本国とビルマ連邦との間の賠償及び経済協力に関する協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

(委員長報告)

第三 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

(委員長報告)

○議長(河井彌八郎) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

人事委員 白井 勇君
同 宮田 重文君
同 河井 彌八郎君
地方行政委員 松澤 兼人君

昭和二十九年十二月二十日 参議院會議録第三号 議長報告

外務委員	上條 愛二君
大蔵委員	井村 徳二君
同	森下 政一君
同	東 隆君
文部委員	永井純一郎君
厚生委員	紅露 みつ君
農林委員	松永 義雄君
水産委員	片岡 文重君
同	野田 俊作君
通商産業委員	高橋 衛君
同	天田 勝正君
運輸委員	山口 重彦君
電気通信委員	山田 節男君
労働委員	赤松 常子君
同	御木 亨弘君
予算委員	曾根 益君
同	堂森 芳夫君
決算委員	永井純一郎君
議院運営委員	戸叶 武君
懲罰委員	村尾 重雄君

外務委員	天田 勝正君
大蔵委員	紅露 みつ君
同	松澤 兼人君
同	山口 重彦君
文部委員	井村 徳二君
厚生委員	永井純一郎君
農林委員	東 隆君
水産委員	河井 彌八郎君
同	宮田 重文君
通商産業委員	上條 愛一君
運輸委員	片岡 文重君
電気通信委員	赤松 常子君
労働委員	山田 節男君
同	白井 勇君
予算委員	八木 秀次君
同	田中 一君
決算委員	村尾 重雄君
議院運営委員	永井純一郎君
懲罰委員	棚橋 小虎君

大蔵委員会
理事 松澤 兼人君(東隆君の補欠)
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。
日本国とビルマ連邦との間の平和条約の批准について承認を求めるの件
日本国とビルマ連邦との間の賠償及び経済協力に関する協定の締結について承認を求めるの件
同日議長は左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(千葉信君外五名発議)
同日衆議院から、左の衆議院議員提出案は同院において、これを否決した旨の通知書を受領した。
昭和二十九年の年末の賞与に対する所得税の臨時特例に関する法律案
同日衆議院事務局長から本院事務局長宛に、同院は副議長に高津正道君を選挙した旨の通知書を受領した。
同日議員から左の質問主意書を提出した。
西日本大水害に関する政府の四月九日附答弁書に対する再質問主意書(木村彌八郎君提出)
去る十四日各委員長から提出した左の調査承認要求に対し、議長は去る十五日それぞれこれを承認した。

行政機構の整備等に関する調査承認要求書
一、事件の名称 行政機構の整備等に関する調査
一、調査の目的 行政事務の簡素化及び効率化を図るため行政機構を整備する。
一、利益 行政機関について明確な範囲の所掌事務と権限を定め、全体として系統的に構成し、且つ相互の連絡を図り、一体として行政機能を發揮し得るよう今後の立案審査に資する。
一、方法 関係方面から説明並びに意見を聴取、資料の要求、実地調査等を行ふ。
一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。
昭和二十九年十二月十四日
内閣委員長 荒木正三郎
参議院議長 河井彌八郎
国際情勢等に関する調査承認要求書
一、事件の名称 国際情勢等に関する調査
一、調査の目的 賠償問題、通商問題、日韓問題、東南アジア開発等現在の外交上の重要問題について調査研究を行ふ。
一、利益 外交上の重要問題について不断に調査研究を行うことによ

昭和二十九年十二月二十日 参議院會議録第三号 議長の報告

つてわが国外交の円滑なる推進に寄与する。

一、方法 関係当局より説明を聴取すると共に資料の収集現地調査等を行う。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十九年十二月十四日

外務委員長 石黒 忠篤

参議院議長河井彌八郎

農林政策に関する調査承認要求書

一、事件の名称 農林政策に関する調査

一、調査の目的 農林生産の増強を図ることは自立経済確立の根本要件である。

よつて農林業の発達振興に關して時運に即応した適切な政策を樹立し、これが強力な実施を促進する資とするため本調査を行う。

一、利益 農林業の発達振興に寄与し、自立経済の強化確立に資する。

一、方法 官庁、公共団体、民間団体及び民間有識者等から意見を聴取すると共に資料の収集及び現地調査等を行う。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十九年十二月十四日

農林委員長 森 八三二

参議院議長河井彌八郎

水産政策に関する調査承認要求書

一、事件の名称 水産政策に関する調査

一、調査の目的 現下水産関係の諸問題を適正に調整打開し、強力なる政策を確立するため本調査を行う。

一、利益 海面、内水面の諸漁場を調整し、水産物の増産を図り、我が国における不可欠の蛋白質給源である魚類を確保し、産業の発展に寄与する。

一、方法 官庁、公共団体、民間団体及び民間有識者等から意見を聴取すると共に資料の収集及び現地調査等を行う。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十九年十二月十四日

水産委員長 小林 孝平

参議院議長河井彌八郎

建設行政に関する調査承認要求書

一、事件の名称 建設行政に関する調査

一、調査の目的 河川、砂防、道路、都市、上下水道、住宅、營繕及び災害復旧等主として建設省所管の行政及び各種建設事業並びに国土総合開発及び都市等の諸計画その他関連行政所管の事項について調査検討する。

一、利益 建設行政及び事業並びに国土総合開発等についてその実態を把握し、合理的且つ、総合的立場から治水、利水、交通、都市、住宅等の諸問題の対策を樹立するとともに関係法令の改廃の検討に資する。

一、方法 広く関係官民から計画、実施、成果等につき意見を聴取するとともに現地視察、資料の収集等により調査を行う。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十九年十二月十四日

建設委員長 堀木 謙三

参議院議長河井彌八郎

去る十五日各委員長から提出した左の調査承認要求に対し、議長は即日それぞれこれを承認した。

地方行政の改革に関する調査承認要求書

一、事件の名称 地方行政の改革に関する調査

一、調査の目的 地方行政制度の改善、地方財政及び地方税制の確

立、治安の維持並びに消防、選挙等の問題について調査研究する。

一、利益 地方行政の改革に資することが出来る。

一、方法 政府、地方その他関係方面よりの意見聴取及び資料の収集並びに現地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十九年十二月十五日

地方行政 中田 吉雄

参議院議長河井彌八郎

檢察及び裁判の運営等に関する調査承認要求書

一、事件の名称 檢察及び裁判の運営等に関する調査

一、調査の目的 我が国今日の社会事情に適合するよう檢察及び裁判の民主的な運営と能率的な処理を図るため、現行法制下にこれを阻む事実の有無を調査して、所要の立法対策を講ずる等適切な措置をとることを目的とする。

一、利益 民主的且つ、能率的な司法制度の確立及び運営に寄与し、公安の保持及び人権の擁護並びに矯正保護事業の強化等に資する。

一、方法 政府、最高裁判所、その他の関係機関、地方公共団体及び民間団体等より意見の聴取、資料、文献の収集、研究等をなし、

必要に応じて現地調査を行い、又調査事項を適宜分つて小委員を設け調査に当る。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十九年十二月十五日

法務委員長 宮城タマヨ

代理理事

参議院議長河井彌八郎

租税、金融制度及び専売事業等に関する調査承認要求書

一、事件の名称 租税、金融制度及び専売事業等に関する調査

一、調査の目的 現下の諸情勢にかんがみ、税制改正、租税行政の効果的運営、金融政策、制度の確立、専売事業の適正なる運営等に資するため、必要な調査を行う。

一、利益 わが国産業経済の健全なる発展に資する。

一、方法 各方面の関係者、学識経験者等より意見を聴取し、資料を収集し、且つ、必要に応じて現地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十九年十二月十五日

大蔵委員長 西郷吉之助

参議院議長河井彌八郎

教育、文化及び学術に関する調査承認要求書

一、事件の名称 教育、文化及び学術に関する調査

一、調査の目的 教育行政、教育制度、文化財保護及び学術等の諸問題をつぶさに調査研究する。

一、利益 教育、文化及び学術に関する諸法の改廃制定に寄与する。

一、方法 関係者より意見を聴取し、参考資料を収集し、又必要に応じて実情調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十九年十二月十五日

文部委員長 堀 末治

参議院議長河井彌八郎

社会保険制度に関する調査承認要求書

一、事件の名称 社会保険制度に関する調査

一、調査の目的 社会保険制度の確立が現下の最も重要な問題であるのにかんがみ、社会保険制度に関する各国の事例及び我が国の複雑な現行制度等の検討を行い、日本の実情に即した理想的な社会保険制度を創設してその立法化に資する。

昭和二十九年十二月二十日 参議院会議録第三号 議長報告

一、利益 社会保険制度を速かに完成し、もつて国民生活安定の基礎を確立することができる。

一、方法 関係者から意見を聴取し、資料を収集し、又必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十九年十二月十五日

厚生委員長 加藤シヅエ

参議院議長河井彌八郎

通商及び産業一般に関する調査承認要求書

一、事件の名称 通商及び産業一般に関する調査

一、調査の目的 我が国経済政策樹立の要請に応えるため通商状況及び産業情勢を全面的に検討する。

一、利益 貿易及び産業に関する法案審査に資するとともに経済自立体制確立に寄与する。

一、方法 関係者の説明又は意見を聴取し、資料を収集し必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十九年十二月十五日

通商産業 石原幹市郎

参議院議長河井彌八郎

運輸一般事情に関する調査承認要求書

一、事件の名称 運輸一般事情に関する調査

一、調査の目的 陸運、海運、航空、観光並びに気象業務の実情を調査し、運営及び組織等の改善強化に資するため。

一、利益 陸運、海運、航空、観光並びに気象業務の運営及び組織等の改善強化に寄与する。

一、方法 政府並びに民間関係者より実情を聴取するとともに資料を収集し、且つ必要に応じて実地調査をなし、検討を行う。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十九年十二月十五日

運輸委員長 高木 正夫

参議院議長河井彌八郎

労働情勢一般に関する調査承認要求書

一、事件の名称 労働情勢一般に関する調査

一、調査の目的 国際労働、失業情勢、失業対策、労働組合運動の動向等現下の労働情勢一般について調査研究する。

一、利益 労働対策に必要な労働関係諸法の改廃制定に寄与する。

昭和二十九年十二月十五日

一、方法 政府、労働者、使用者、公益の各代表その他関係者の出席を求め、意見を聴取し、資料の提出を求める。又必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十九年十二月十五日

労働委員長 藤原 道子

参議院議長河井彌八郎

日本経済の安定と自立に関する調査承認要求書

一、事件の名称 日本経済の安定と自立に関する調査

一、調査の目的 内外情勢の変化に即応して、日本経済の安定と自立体制確立のための諸方策の実施状況とその実施諸条件に関し調査研究する。

一、利益 経済諸施策の推進に資し、日本経済の安定と自立体制の確立に寄与する。

一、方法 政府及び民間関係者から説明又は意見を聴取し、資料を収集し、必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十九年十二月十五日

予算委員長 小林 英三

参議院議長河井彌八郎

同日内閣から、国土総合開発審議会委員である石川清一君から辞任方申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、社会保障制度審議会委員赤松常子君及び岡竹中勝男君は本月二十二日を以て任期満了となるので後、

昭和二十九年十二月十五日

経済安定 小林 政夫

参議院議長河井彌八郎

昭和二十九年年度予算の執行状況に関する調査承認要求書

一、事件の名称 昭和二十九年年度予算の執行状況に関する調査

一、調査の目的 昭和二十九年年度予算について、その執行状況及び国民経済との関連について調査する。

一、利益 昭和二十九年年度予算の執行状況を調査することによつて、今後における予算の審査に資する。

一、方法 関係者より説明を聴取し、且つ資料の提出を求め、必要に応じて現地の調査を行う。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十九年十二月十五日

予算委員長 小林 英三

参議院議長河井彌八郎

同日内閣から、国土総合開発審議会委員である石川清一君から辞任方申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、社会保障制度審議会委員赤松常子君及び岡竹中勝男君は本月二十二日を以て任期満了となるので後、

任者を推せん願いたい旨の要求書を受領した。

同日本院は、北海道開発審議委員若木勝蔵君の任期満了による補欠として若木勝蔵君を指名した旨内閣に通知した。

同日本院は、鉄道建設審議委員岡田信次君の辞任及び八木秀次君の議員資格消滅による補欠として伊能繁次郎君及び八木秀次君を指名した旨内閣に通知した。

去る十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

通商産業委員 中川 幸平君

郵政委員 岡崎 眞一君

経済安定委員 中川 以良君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

通商産業委員 中川 以良君

郵政委員 中川 幸平君

経済安定委員 岡崎 眞一君

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

昭和二十九年八月及び九月の台風による被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案（長谷川保君外六名提出）
厚生委員会に付託
最低賃金保障金融公庫法案（井堀繁雄君外六十名提出）
最低賃金法案（井堀繁雄君外六十名提出）
労働委員会に付託

去る十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

人事委員 御木 亨弘君

地方行政委員 伊能 芳雄君

外務委員 大屋 晋三君

大蔵委員 紅露 みつ君

同 青柳 秀夫君

文部委員 吉田 萬次君

同 大野木秀次郎君

同 大谷 盛潤君

同 小林 英三君

同 松野 鶴平君

同 神原 亨君

厚生委員 井村 徳二君

同 水産委員 雨森 常夫君

通商産業委員 宮田 重文君

運輸委員 川村 松助君

労働委員 白井 勇君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

人事委員 宮田 重文君

地方行政委員 大野木秀次郎君

外務委員 川村 松助君

大蔵委員 井村 徳二君

同 大谷 盛潤君

文部委員 白井 勇君

同 伊能 芳雄君

同 雨森 常夫君

同 榊原 亨君

同 青柳 秀夫君

同 松野 鶴平君

同 紅露 みつ君

同 小林 英三君

同 吉田 萬次君

運輸委員 大屋 晋三君

労働委員 御木 亨弘君

同日衆議院から左の議案を提出した。

よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

日本国とビルマ連邦との間の平和条約の批准について承認を求めるの件

日本国とビルマ連邦との賠償及び経済協力に関する協定の締結について承認を求めるの件

一昨十八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 鶴見 祐輔君

同 西田 隆男君

同 松本治一郎君

同 井上 知治君

同 松原 一彦君

文部委員 雨森 常夫君

同 田中 啓一君

農林委員 小林 英三君

水産委員 三浦 義男君

運輸委員 菊川 孝夫君

労働委員 中川 幸平君

決算委員 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 三浦 義男君

同 松原 一彦君

同 菊川 孝夫君

同 田中 啓一君

文部委員 鶴見 祐輔君

同 小林 英三君

農林委員 井上 知治君

水産委員 雨森 常夫君

運輸委員 西田 隆男君

労働委員 松本治一郎君

決算委員 長谷山行毅君

同日委員長から左の報告書を提出した。

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案可決報告書

同日左の質問主意書を内閣に転送した。

西日本大水害に関する政府の四月九日附答弁書に対する再質問主意書（木村福八郎君提出）

去る十七日議長は内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

内閣官房長官 根本龍太郎君

内閣官房副長官 松本 龍蔵君

同 井上 卓一君

法制局長官 林 修三君

法制局次長 高辻 正巳君

法務政務次官 櫻内 義雄君

外務政務次官 大谷 武三君

外務省条約局長 下田 武三君

大蔵政務次官 遠藤 三郎君

大蔵省主計局長 森永貞一郎君

文部政務次官 小高 嘉郎君

厚生政務次官 中川 俊思君

農林政務次官 内藤 友明君

通商産業政務次官 山本 勝市君

運輸政務次官 濱地 文平君

郵政政務次官 小島 徹三君

労働政務次官 志賀健次郎君

建設政務次官 田中 彰治君

行政管理政務次官 加藤 高蔵君

北海道開発政務次官 木村 文男君

自治政務次官 安藤 覺君

防衛政務次官 高橋 鶴一君

経済審議政務次官 村瀬 宣親君

首都建設政務次官 坊 秀男君

一昨十八日内閣総理大臣から、内閣官房長官根本龍太郎君外二十三名（前掲の議長承認のとおり）を第二十一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

昨十九日委員長から左の報告書を提出した。

日本国とビルマ連邦との間の平和条約の批准について承認を求めるの件議決報告書

日本国とビルマ連邦との間の賠償及び経済協力に関する協定の締結について承認を求めるの件議決報告書

○議長（河井彌八郎）これより本日の会議を開きます。

去る十五日、内閣総理大臣から、国土総合開発審議委員石川清一君の辞任に伴う後任者を指名されたいとの申出がございました。

つきましては、この際、日程に追加して、国土総合開発審議委員の選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

○寺本廣作君 国土総合開発審議委員の選挙は、成規の手続を省略し、議長において指名せられんことの動議を提出いたします。

○松岡平市君 私は、只今の寺本君の動議に賛成いたします。

○議長(河井彌八君) 寺本君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて議長は、国土総合開発審議委員に菊田七平君を指名いたします。(拍手)

○議長(河井彌八君) 日程第一、日本国とビルマ連邦との間の平和条約の批准について承認を求めるの件。

日程第二、日本国とビルマ連邦との間の賠償及び経済協力に関する協定の締結について承認を求めるの件(いずれも衆議院送付)

以上、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。外務委員長石黒忠雄君。

〔審査報告書は都合により次号に掲載〕

日本国とビルマ連邦との間の平和条約の批准について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年十二月十七日

衆議院議長 松永 東

参議院議長 河井彌八君

日本国とビルマ連邦との間の平和条約の批准について承認を求めるの件

日本国とビルマ連邦との間の平和条約の批准について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

〔参照〕

日本国とビルマ連邦との間の平和条約

ビルマ連邦政府は、千九百五十二年四月三十日に宣言により日本国とビルマ連邦との間の戦争状態を終結したので、

日本国政府及びビルマ連邦政府は、国際連合憲章の原則に適合して、両国民の共通の福祉の増進並びに国際の平和及び安全の維持のため友好的な連携の下に協力することを希望するので、

よつて、日本国政府及びビルマ連邦政府は、この平和条約を締結することに決定し、このため、その全権委員として次のとおり任命した。

日本国政府

日本国外務大臣 岡崎勝男

ビルマ連邦政府

ビルマ連邦外務大臣 チョウ・ニエン

これらの全権委員は、互にその全権委任状を示し、それが妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。

第一条

日本国とビルマ連邦との間及び両国の国民相互の間には、堅固なかつ永久の平和及び友好の關係が存在するものとする。

第二条

ビルマ連邦は、この条約の効力発生の後一年以内に、日本国とビルマ連邦との間に適用されていた戦前の二国間の条約又は協約のうち、これを引き継いで有効とし又は復活させることを希望するかを日本国に通告するものとする。こうして通告された条約又は協約は、この条約に適合することを確保するための必要な修正を受けるだけで、引き継いで有効とされ、又は復活される。こうして通告された条約及び協約は、通告の日以後三箇月で、引き続き有効なもののみなされ、又は復活され、かつ、国際連合事務局に登録されるものとする。

日本国にこうして通告されないすべての条約及び協約は、廢棄されたものとみなす。

第三条

両締約国は、その貿易、海運、航空その他の通商の關係を安定したかつ友好的な基礎の上に置くために、条約又は協定を締結するための交渉をできる限りすみやかに開始することに同意する。

第四条

日本国は、ビルマ連邦が希望するときは、公海における漁業の規制又は制限並びに漁場の保存及び開発について規定する協定を締結するため、ビルマ連邦と交渉を開始することに同意する。

第五条

1 日本国は、戦争中に日本国が与えた損害及び苦痛を償うためビルマ連邦に賠償を支払う用意があり、また、ビルマ連邦における経済の回復及び発展並びに社会福祉の増進に寄与するため協力する意思を有する。しかし、日本国が存立可能な経済を維持すべきものとすれば、日本国の資源は、戦争中に日本国がビルマ連邦その他の国に与えたすべての損害及び苦痛に對し完全な賠償を行い、かつ同時に、日本国の他の債務を履行するために必要でないことが承認される。

よつて、

(a) (I) 日本国は、別に合意される細目規定に従うことを条件として、年平均二千万アメリカ合衆国ドルに等しい七十二億円の価値を有する日本人の役務及び日本国の生産物を、十年間、賠償としてビルマ連邦に供与することに同意する。

(II) 日本国は、別に合意される細目規定に従うことを条件として、年平均五百万アメリカ合衆国ドルに等しい十八億円の価値に達する日本人の役務及び日本国の生産物を、十年間、ビルマ連邦の政府及び国民の使用に供与することにより行われる経済協力を容易にするため、あらゆる可能な措置を執ることに同意する。

(III)

日本国は、また、他のすべての賠償請求国に対する賠償の最終的解決の時に、その最終的解決の結果と賠償総額の負担に向けることができる日本国の経済力とに照らして、公正なかつ衡平な待遇に對するビルマ連邦の要求を再検討することに同意する。

(b) (I)

ビルマ連邦は、この条約の効力発生の時にその管轄内にある日本国及び日本国民(法人を含む。)のすべての財産、

権利及び利益を差し抑え、留置し、清算し、その他なんらかの方法で処分する権利を有する。この(Ⅰ)に掲げられる財産、権利及び利益は、現在、封鎖され、若しくは名義を変えられており、又はビルマ連邦の敵産管理当局の占有若しくは管理に係る財産、権利及び利益で、同当局の管理の下におかれた時に日本国又は日本国民(法人を含む)に属し、又はこれらのために保有され、若しくは管理されていたものを含む。

(II) 次のものは、(Ⅰ)に定める権利から除く。

- (i) 日本国政府が所有し、かつ、外交目的又は領事目的に使用されたすべての不動産、家具及び備品並びに日本国の外交職員又は領事職員が所有したすべての個人の家具、用具類その他の投資的性質をもたない私有財産で外交機能又は領事機能の遂行に通常必要であつたもの
- (ii) 宗教団体又は私的慈善団体に属し、かつ、もつぱら宗教又は慈善の目的に使用された財産

(iii) 日本国とビルマ連邦との間における千九百四十五年九月二日後の貿易、金融その他の関係の開閉の結果としてビルマ連邦の管轄内にはいつた財産、権利及び利益

(iv) 日本国若しくは日本国民の債務、日本国に所在する有体財産に関する権利、権原若しくは利益、日本国の法律に基いて組織された企業に関する利益又はこれらについての証券。ただし、この除外は、日本国の通貨で表示された日本国及びその国民の債務にのみ適用する。

(II)に例外として掲げられた財産は、その保存及び管理のために要した合理的な費用が支払われることを条件として、返還しなければならぬ。これらの財産が清算されているときは、その代金を返還しなければならぬ。

(IV) (Ⅰ)に定める財産を差し抑え、留置し、清算し、その他なんらかの方法で処分する権利は、ビルマ連邦の法律に従つて行使されるものとし、所有者は、これらの法律によつて与えられる権利のみを有するものとする。

2 ビルマ連邦は、この条約に別段の定がある場合を除くほか、戦争の遂行中に日本国及びその国民が執つた行動から生じたビルマ連邦及びその国民のすべての請求権を放棄する。

第六条

日本国は、この条約の効力発生の後九箇月以内に申請があつたときは、その申請の日から六箇月以内に、日本国にあるビルマ連邦及びその国民の有体及び無体財産並びに種類のいかんを問はずすべての権利又は利益で、千九百四十一年十二月七日から千九百四十五年九月二日までの間のいずれかの時に日本国にあつたものを返還するものとする。ただし、所有者が強迫又は詐欺によることなく自由にこれらを処分した場合は、この限りでない。

前記の財産は、戦争があつたために課せられたすべての負担及び課徴金を免除し、かつ、その返還のための課徴金を課さずに返還しなければならぬ。

所有者により若しくは所有者のために又はビルマ連邦政府により所定の期間内に返還が申請されない財産は、日本国政府がその定めるところに従つて処分することができる。前記のいずれかの財産が千九百四十一年十二月七日に日本国に所在

し、かつ、返還することができず、又は戦争の結果として損傷若しくは損害を受けている場合には、日本国の連合国財産補償法(昭和二十六年法律第二百六十四号)の定める条件よりも不利でない条件で補償されるものとする。

第七条

1 両締約国は、戦争状態の存在が、戦争状態の存在前にあつた債務及び契約(債務に関するものを含む)並びに戦争状態の存在前に取得された権利から生ずる金銭債務で、日本国の政府若しくは国民がビルマ連邦の政府若しくは国民に対して、又はビルマ連邦の政府若しくは国民が日本国の政府若しくは国民に対して負つてい

るものとする。また、戦争状態の存在が、戦争状態の存在前に財産の滅失若しくは損害又は身体上の被害若しくは死亡に關して生じた請求権で、日本国政府がビルマ連邦政府に対して、又はビルマ連邦政府が日本国政府に対して提起し、又は再提起するものを、その根拠の当否に依じて、検討する義務に影響を及ぼさなかつたものと認める。

2 日本国は、日本国の戦前の対外債務に関する責任と日本国が責任を負うと後に宣言した日本国の団

体の債務に關する責任とを承認し、また、これらの債務の支払再開に關してその債権者とすみやかに交渉を開始する意思を表明する。

3 両締約国は、他の戦前の請求権及び債務に關する交渉を促進し、かつ、これに応じて金額の支払を容易にするものとする。

第八条

1 日本国は、戦争から生じ、又は戦争状態が存在したために執られた行動から生じたビルマ連邦及びその国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄する。

2 前記の放棄には、千九百三十九年九月一日からこの条約の効力発生前までの間に日本の船舶に關してビルマ又はビルマ連邦が執つた行動から生じた請求権並びにビルマ又はビルマ連邦の手中にあつた日本人の捕虜及び被拘留者に關して生じた請求権及び債権が含まれる。ただし、千九百四十五年九月二日以後に制定されたビルマ又はビルマ連邦の法律で特認められた日本国民の請求権を含まない。

第九条

この条約の解釈又は適用から生ずる紛争は、まず交渉により解決するものとし、交渉の開始の時から六箇月の期間内に解決に至らないときは、

いずれか一方の締約国の要請により、国際司法裁判所に決定のため付託されるものとする。

第十條

この条約は、批准されなければならない。この条約は、批准書の交換の日に効力を生ずる。批准書の交換は、東京でできる限りすみやかに行われなければならない。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名調印した。

千九百五十四年十一月五日にラングリンで本書二通を作成した。

日本国のために

岡崎勝男 (署名調印)

ビルマ連邦のために

チヨウ・ニエン (署名調印)

〔審査報告書は都合により次号に掲載〕

日本国とビルマ連邦との間の賠償及び経済協力に関する協定の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年十二月十七日

衆議院議長 松永 東

参議院議長 河井彌八郎

昭和二十九年十二月二十日

参議院会議録第三号

日本国とビルマ連邦との間の平和条約の批准について承認を求めるの件外一件

日本国とビルマ連邦との間の賠償及び経済協力に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国とビルマ連邦との間の賠償及び経済協力に関する協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

〔参照〕

日本国とビルマ連邦との間の賠償及び経済協力に関する協定
日本国及びビルマ連邦は、

千九百五十四年十一月五日にラングリンで署名された日本国とビルマ連邦との間の平和条約(以下「条約」という)第五条1(a)の規定の実施に関する協定を締結することを希望し、

よつて、このためそれぞれの代表者を任命した。これらの代表者は、次のとおり協定した。

第一條

1 日本国は、年平均二千万アメリカ合衆国ドルに等しい七十二億円の価値を有する日本人の役務及び日本国の生産物を、条約の効力発生の日から十年間、賠償としてビルマ連邦に供与するものとする。

2 日本国は、年平均五百万アメリカ合衆国ドルに等しい十八億円の価値に達する日本人の役務及び日本国の生産物を、条約の効力発生の

の日から十年間、日本人とビルマ連邦の政府又は国民との共同事業の形式で供与することにより行われる経済協力を容易にするため、あらゆる可能な措置を執るものとする。

3 1及び2にいう役務及び生産物は、この協定の附屬書に掲げられ、かつ、原則として同意されたビルマ連邦の経済の回復及び発展並びに社会福祉の増進のため供与し、又は使用に供するものとする。供与され又は使用に供される役務及び生産物は、両政府の合意により決定されるものとする。

第二條

1 ビルマ連邦は、この協定の第一条の規定を円滑に実施するため必要な措置を執るものとする。

2 ビルマ連邦は、日本国がこの協定の第一条1にいう役務及び生産物を供与できるようにするため、利用することができ、現地の労務、資材及び設備を提供するものとする。

3 ビルマ連邦は、ビルマ連邦の政府及び国民がこの協定の第一条2にいう経済協力が円滑に行われるように共同事業の資本のうちその当然負担すべき部分を提供することを約束する。

4 ビルマ連邦は、この協定に基いて供与され、又は使用に供される

日本国の生産物が、両政府間で別段の合意をした場合を除くほか、ビルマ連邦の領域から再輸出されないようにすることを約束する。

第三條

1 この協定の第一条にいう共同事業におけるビルマ連邦の政府又は国民の持分又は所有株式の割合は、当事者間で別段の合意をした場合を除くほか、六十パーセントより少なくないものとする。

2 共同事業における日本人の持分又は所有株式は、個々の契約が結ばれる時にビルマ連邦政府がその日本人に対して取用しないことにつき保証を与えた期間中は取用されることはないものとする。

3 ビルマ連邦政府が共同事業における日本人の持分又は所有株式を前記の保証期間の経過後に取用しようとするときは、その取用は、前記の個々の契約が結ばれる時に同政府が定めなければならない条件に従つてのみ行われるものとする。

4 ビルマ連邦政府は、前記の取用に対する補償金、共同事業における日本人の持分又は所有株式の売却金、その持分又は所有株式から生ずる利子及び配当金並びに日本人が共同事業から受け取る俸給その他の所得の日本国への送金を、個々の契約が結ばれる時に同政府

が定めなければならない条件に従つて許可するものとする。

第四條

両政府は、その代表者から構成されるべき合同委員会を設置するものとする。この合同委員会は、この協定の実施に関する事項についての協議及び両政府への勧告のための機関とする。

第五條

この協定の実施に関する細目は、両政府の協議により合意されるものとする。

第六條

1 この協定の解釈及び実施に関する両国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとする。両政府がこうして解決することができなかつたときは、その紛争は、各政府が任命する各一人の仲裁委員とこうして選定された二人の仲裁委員が合意する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁裁判所に決定のため付託するものとする。ただし、第三の仲裁委員は、両国のうちいずれかの国の国民であつてはならない。各政府は、いずれか一方の政府が他方の政府から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日以内に一人の仲裁委員を任命しなければならない。第三の仲裁委員については、前記の期間の後の三十日

の期間内に合意されなければならない。

2 両国は、前項の規定に基いて行われた決定に従うことを約束する。

第七条

この協定は、それぞれの国により、その国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する公文が交換された日に効力を生ずる。

以上の証として、下名は、両国のそれぞれの政府から正当に委任を受けて、この協定に署名した。

千九百五十四年十一月五日にラングーンで本書二通を作成した。

日本国のために

岡崎勝男(署名)

ビルマ連邦のために

チヨウ・ニエン(署名)

附屬書

- 1 水力発電所の建設
- 2 製鉄所の建設
- 3 港湾施設の復旧
- 4 病院の建設及び医療の提供
- 5 ビルマ人の技術者及び学生の日本国における教育
- 6 ビルマ人の技術者のビルマにおける技術訓練
- 7 肥料工場の建設
- 8 鉄道の復旧

9 造船所の建設

10 爆薬及び砲弾の製造

11 セメント工場の建設

12 塩田の開墾

13 砂糖工場の建設

14 化学工場の建設

15 河川運送施設の復旧

16 非鉄金属工場の建設

17 機械工場の建設

18 電気通信施設の復旧

19 両政府間で合意される他の生産物及び役務の提供

交換公文

書簡をもつて啓上いたします。本

大臣は、本日署名された日本国とビルマ連邦との間の賠償及び経済協力に関する協定の第一条2に關し、日本国が、両政府間で別段の合意をした場合を除くほか、同項にいう役務及び生産物の一部で年平均二百萬アメリカ合衆国ドルに等しい七億二千萬円の価値に達するものを、十年間、ビルマ連邦政府に対する貸付の形式で同政府の使用に供する用意があることを日本国政府に代つて申し述べる光栄を有します。その貸付の条件(償還の条件及び利率を含む)は、同様の貸付に対して國際復興開發銀行が当該時に定めている条件を考慮して、両政府の合意によつて決定されることとなります。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向つて敬意を表します。

ます。

千九百五十四年十一月五日にラングーンで

岡崎 勝男 (署名)

ビルマ連邦外務大臣代理

ウ・チヨウ・ニエン閣下

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、千九百五十四年十一月五日付の閣下の次のとおりの書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

本大臣は、本日署名された日本国とビルマ連邦との間の賠償及び経済協力に関する協定の第一条2に關し、日本国が、両政府間で別段の合意をした場合を除くほか、同項にいう役務及び生産物の一部で年平均二百萬アメリカ合衆国ドルに等しい七億二千万円の価値に達するものを、十年間、ビルマ連邦政府に対する貸付の形式で同政府の使用に供する用意があることを日本国政府に代つて申し述べる光栄を有します。その貸付の条件(償還の条件及び利率を含む)は、同様の貸付に対して國際復興開發銀行が当該時に定めている条件を考慮して、両政府の合意によつて決定されることとなります。

本大臣は、閣下が前記の書簡で述べられたことに對して深く感謝いたします。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十四年十一月五日にラングーンで

チヨウ・ニエン (署名)

日本国外務大臣岡崎勝男閣下

〔石黒忠憲君登壇、拍手〕

○石黒忠憲君 只今議題となりました日本国とビルマ連邦との間の平和条約の批准について承認を求めるの件並びに日本国とビルマ連邦との間の賠償及び経済協力に関する協定の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

政府の説明によりますと、我が政府は、かねてサンフランシスコ平和条約の当事国でないビルマ連邦との間におきまして正式の国交を開くために種々努力を重ねて参りましたが、前内閣の時代、即ち本年八月、ウ・チヨウ・ニエン氏を団長とするビルマ親善使節団の来朝を機会に、両国間の最大の懸案である賠償問題について先方と交渉を重ねました。その結果円満妥結を見るに至り、九月二十五日に両国間平和条約中の賠償関係条項及び両国間賠償経済協力協定の仮調印が行われたのであ

ります。次いでラングーンで兩國間平和条約に關する交渉が行われまして、これ又円満妥結を見るに至りましたので、十一月五日に至つて、この兩國間の平和条約と賠償及び経済協力に關する協定がラングーンにおいて正式に調印せられるに至りました。よつて政府は、この条約を批准することとしたし、又この協定の締結について国会の承認を求めるために本件を提出したのであります。

然るところ、ビルマ側におきましては、本条約の早期実施を希望いたして、明年二月に同国会にこれを提出し、その承認を求めることになつておるのであります。若し右期日までに日本側の批准が済んでいないと、先方も我がほうの態度の決定を待つて審議を行うことと相成ることと存ぜられるので、従つて本条約の批准及び実施は、数カ月の遅延を來たすことを免れないという情勢にあるのであります。かくのごときことは、兩國の正常国交關係の回復の一日も遅かならんことを希望する我がほうにとりまして、大いなる損失と申さなければならぬので、あえて急速に国会の承認を要請することとなつた次第であるといふことでございます。

さて、本条約及び協定の内容を要約して述べますと、第一に平和条約について見ますと、本文十カ条より成り、その実質的題目とするものは賠償

償及び経済協力に関する規定でありまして、即ち第五条の第一項(a)に、我が国はビルマに対し今後十年間、先ず賠償として年平均二千万ドルにひとしい七十二億円の償額を有する日本人の役務及び日本の生産物を供与すること。次に経済協力として年平均五百萬ドルにひとしい十八億円の償額に達する日本人の役務及び日本の生産物を同国の使用に供すること。更に他のすべての賠償請求国との賠償が最終的に解決したときに公正、且つ衡平なる待遇に対するビルマの要求を再検討するという旨を規定しております。而してこれ以外の諸条項は、先に締結せられましたインドとの平和条約とは同じ内容を有しており、即ち一には、両国間の平和及び友好関係の確立、二、戦前の二国間の条約の復活、三、通商関係、漁業等の協定に関する交渉の開始、四、ビルマ政府の在ビルマ日本財産の処分、五、在日、ビルマ財産の返還及び補償、六、戦前の債務が戦時状態の存在により影響されないこと、七、我が国の対ビルマ戦争請求権の放棄、八、紛争解決の手続等に関して規定を設けており、なお本条約は批准書交換の日において効力を発生する旨を定めております。

次に、賠償及び経済協力に関する協定について見ますと、この協定は、右平和条約中の賠償関係条項の実施に關するものでありまして、本文七カ

条、附属書及び交換公文から成り立っております。その第一には、経済協力は、双方の共同事業の形式で行われること、役務及び生産物は、附属書に掲げられた事業のために供されること。二、ビルマは、賠償及び経済協定の実施のために必要な措置をとること。三、共同事業におけるビルマ側の持分又は所有株式の割合は、原則として六〇%より少くないものとする、及び日本人の持分等に対してビルマ政府が行うことあるべき強制収用のこと。四、協議勸告機関として合同委員会を設置すること。五、本協定の実施細目を決定すること。六、紛争解決のためには仲裁裁判所を設置すること等に関して規定をいたしておりますのでございす。而して本協定は、各当事国が国内法上承認した旨を通知する公文交換の日において効力を生ずることを定めております。

次に交換公文は、日本政府が年平均二百万ドルにひとしい七億二千万円の償額に達する日本人の役務及び日本の生産物を十年間ビルマ政府に貸付けする用意がある旨を明らかにしておるものであります。

以上が、付託せられました本件の概要であります。

委員会はこれに關しまして、十二月十七日より三回に亘つて審議を行いました。委員会におきましては重光外務大臣、一萬田大蔵大臣、その他政府委員との間に極めて熱心な質疑が行われましたのであります。時局柄、現下外務関係のことは国内的にも国際的にも極めて重大でありまして、且つ微妙なる政情の上にありますために、委員会におきましても付託せられた案件のみならず、現下の国際情勢、新内閣の外交方針等に関して幾多の重要な問答が交わされ、頗る熱心な審議が行われました。これは正にしかあるべきことであると存じます。諸君にもお知らせいたしたいことであります。要綱、速記録によつて御承知を願うこととしたのであります。ここには委員会に付託された条約及び協定に關して委員会において行われた主なる質疑応答の要点を次に報告したいと思ひます。

第一に、「賠償問題は、国交再開、通商関係増進等の大局的見地より、できるだけ速かに解決する必要があるが、その交渉に當つては徒らに金額にこだわるために解決が遅延するようないことはなから」という質問に対しまして、「賠償問題は極めて同感である。この条約と協定は、前内閣よりの貴重な遺産である。一般的に申して賠償の解決は急がなければならないと考える。このために大蔵大臣、通産大臣、経済審議庁長官等の関係閣僚と協議をして賠償方針を決定するという仕組にする考であつて、閣僚の了解を得ておる」という答弁がありました。

第二に、「ビルマにつき、賠償二億ドル、経済協力五千万ドルに妥結した経緯は如何なる経緯をたどつたのか。又、フィリピン、インドネシア、仏印三国に対する賠償金額の目安はどうであるか」という質問に対しまして、「ビルマについては、最初日本側は一億ドル、ビルマは四億ドルという線から出発をいたして交渉を重ねた結果、双方が歩み寄つてこの条約に到着をいたしました。他の求償国の分については、岡崎前外相が昨年東南アジア諸国訪問の際に、フィリピンに二億五千万ドル、インドネシアに一億二千五百万ドルの数字を提示したことはある。今後の交渉に當つては、経済財政等全局的に考えて有利に進めて行きたいと思ひます。将来どれだけの金額を目当てにやつて行くか、正確な数字は考えることが極めて困難である。交渉によつてきめるものであり、それで進むよりいたし方がないと思ひます」という答弁がありました。

次に、「仮にフィリピンに対する賠償額を大野・ガルシア協定の線に従ひ、二十年間に四億ドルといたして、インドネシアと仏印三国についてはビルマの例に従ひ、これと同額になるとすれば、合計年額六千万ドル即ち二百二十億円の多額の財政負担がビルマの上に加わることになる。而して賠償金額は根本問題である日本の賠償能力を基礎として決定せらるべきものであるが、我が国には具体的にどの程度の賠償能力があるか。賠償の予算措置は又如何にするのか。この質問に對しまして、「我が国の経済力及び財政状態からすると、賠償の支払は頗る困難な状態にある。賠償能力を具体的に想定をいたして数字に示すことはむづかしいが、その検討は必要と思ひます。国際収支等の観点よりも考えなければならぬ。賠償金額の予算措置としては平和回復後処理費百五十億円のうちから支出することとなつておるが、昭和三十年度予算における具体的数字はまだきめておらない」という答弁がございました。

賠償及び経済協力の実施に關連して、ビルマ側の計画及び附属書列記の項目との関係は如何であるか。又、日本から帝国石油の者がビルマに行つておるが、石油事業はこの協定との連関があるのか」という質問に対しまして、「ビルマの福祉国家建設計画、いわゆるビダウダ計画は約十五億ドルの資金によつて開発計画を実行せんとするものであつて、そのうち五億ドルは外貨を必要とする趣であり、従つて我が方の賠償と経済協力による計二億五千万ドルはこの計画の実施に極めて役立つ次第である。次に、協定附属書列記の項目中に肥料工場、砂糖工場建設等のごとき利益を上げ得るものは、主として経済協力による資金を使用いたさしめ、水力発電所、製鉄所の建設等國營事業となるも

の等については専ら賠償の金額が用いられるものと思われる。ビルマ石油事業には現在英国との合併事業のものがあつたが、このほか新たに油田開発の見込もあるようであり、その場合は附属書第十九項に従つてなし得るわけである。なお、合併事業の実施計画については、今月初旬彼の地に赴いた稲垣使節団が、目下現地調査中であり、近く先方よりも案が提出せられるはずである」との答弁がございました。

次に、「条約第五項第一項(b)の規定によつて没収せられるビルマの日本財産の総額はどのくらいであるか。この没収財産額は賠償中に繰入れることはできないのか。又協定第三項に連関をいたして、合併事業における我が方の持分等が強制収用されて賠償に繰入れられるようなことはあるのかないのか。この規定は私有財産権の侵害であるが、これに対する国内での補償はどうなるのか」という質問に対し、

「在ビルマ日本財産の全額は、正確にはつかめていないが、その額は極めて少い。没収財産は賠償とは別であつて、その中に繰入れられない。これはサンフランシスコ平和条約に定められておる原則である。又、日本人の持分等が強制収用されて賠償に繰入れられるようなことはない。没収財産に対する補償については、国家が十分に考慮すべきことは勿論であつて、大蔵省では目下これについて検討中である」という答弁がありました。

次に、「本協定実施により、ビルマとの貿易はどの程度増進されると見ておるか、賠償が通常貿易の中に食い込むようなことはないか」との質問に対し、「ビルマとの貿易は昨年度の輸出三千二百万ドル、輸入四千八百万ドルに上つて、昨年十月に両国間に貿易取極ができたような次第である。又、ビルマが英連邦との特惠関税を撤廃した関係もあり、今後我が国との貿易はますます増進するものと予想せられる。賠償実施に際しては、その都度先方とよく話し合いをいたして、賠償が通常貿易を害することのないようにやつて参りたい」という答弁がありました。

このほか、「賠償実施の方式及び機構はどうなつてゐるか。民間側の参加についてはどう考えているか。又日本の業者が競争意識から、先方との契約において出血受託をしたり、役務に就くようなことのないように注意が肝要だと存するが、政府の考えは如何であるか。又条約、協定に規定のない事項で、日緬双方から挿入することを希望したものがあるのかないのか。どういうことがあるか。防衛問題、文化問題、衛生問題、如何に取扱つたか」というような質問がありました。これに対し、

「賠償庁のごときものを必要とするに至るかも知れないが、差当りは現在の機関でやつて行くつもりである。民間との関係については審議機関を設けて、その意見を徴して円満に実施を図りたい。業者の不正競争を防ぐためには、業者の契約について政府が最終的に承認を与えることとしたとして、価格については先ずビルマ側とも話し合つて行くようなことといたしたい。技術者の給料については、A、B、C級というよりよい表を作つて、あらかじめ基準をきめて相当に維持して行きたい。又、この条約、協定に日本側が挿入したいと希望してゐたものは、日印条約第二項(b)の項にあるような最惠國待遇に關する規定を挿入したいと考えておつたが、先方は、いずれの国に対しても最惠國待遇を与えていないとの理由でこれに反対をして、遂に入れなかつた。併し實際上、我が国に不利なことをもたらすこともないわけであつて、挿入しないことに同意をいたした。防衛問題、文化問題は、交渉の際に論議に上らなかつた。こゝういふ答弁がありました。

更に、「この条約と協定には、日本文と英文のいずれを正文とするかの規定がないが、どういふわけか」という質問に対し、「英語は双方にとつて第三國語であるから、英語によるものだけが正文であるが、国会においては日本語のものによつて審議を仰ぐ

ことになつてゐる」という答弁がありました。

なお、質疑応答の詳細につきましては、速記録を御参照願ひたいと存するのであります。

熱心なる審議は、非常な熱心を以て続けられまして、十九日日曜の夜にまで至りましたが、なお質疑は綿々として尽きず(笑)、応答も又、諄々として倦むところを知らんように察せられたのであります。且つ我が国の財政経済上、政策法制上、なお細かに審議を及ぼすべきこともあるように存せられたが、それは本件のみに限つたものでなく、広く根本の問題に觸れておるものと思われましたので、私は委員会運営上、この審議は、この上更に続けて行くことは許されぬ事情の下にあると考えて、委員長といたしまして、左の発言をいたしましたのであります。

「付託せられました案件は、我が国初めての賠償に關するものであつて、極めて重大であると同時に、極めて緊急を要することになつております。これについては、前内閣の時代において政府が全力を尽してやり上げたところであり、且つ重光新外相は、極めて公明にして含蓄のある態度を以て、我々の前でこれを前内閣の貴重なる遺産であると考へておると申されております。これは条約及び協定の内容は勿論、形式等においても別段改むべき欠

陥を持たない良いものであると認められたことであるから、我々委員会は、それらの事実を信頼をいたして、この程度で審議を終了することにしましては如何か」と委員会に諮りましたところ、委員会の承認がございましたので、質疑を打ち切りまして、討論に入つた次第であります。

討論に入りまして、小澤委員は、「自由党を代表して本件に賛成する。本条約は、前内閣時代の努力の賜物である。(笑)特にウ・チヨウ・ニエン・ビルマ代表のステーツマン・シップに對して、敬意を表するものである。本件については議論の余地もあるが、これが成立は、大同的見地より、我が国にとつて一歩も二歩も外交關係を前進せしめるものであるから、賛成である。今後この条約を基礎として両国の親善關係が増進せられ、両国に有利なる發展を遂げ、且つ他の求償国との間においても、これ以上立派なるものができ上ることを期待をいたしてやまない。本条約、協定は基礎的なものであるから、今後両国間に通商条約、漁業協定、文化協定等、各種の協定が作られ、經濟協力が円満に行われ、業者の間に不正の競争などの行われないように、政府においても努力せられんことを要望する」と述べられました。緑風会の高橋委員は、「本件に賛成である。ビルマが永年の荆の道を辿つて、先年独立の宿願を遂げたことに對して先ず

祝意を表し、同国がフィリピン、インドネシア等に先立つて我が国に対して戦争の終結を宣言し、今回又、条約の成立を見たことに對して、ビルマ政府と国民に對して謝意を表するものである。賠償額は、ビルマから見れば、その蒙つた損害に比すると少額に過ぎるかも知れないが、戦敗国日本にとつては、非常に大きな負担である。併し我が国といたしては、これは当然負うべきものであり、これによつて平和が勝ち得られるわけであるから賛成である。又これによつて我が国は経済協力を将来発展せしめ、国力を伸長せしむる好個の機会を与えられたものであるから、この条約の精神を正しく生かして行きたいと思ふ。現外務當局としても貴重な遺産としてよくこれを活用せられんことを念願する」と述べられました。次に羽生委員は、「社会党第四控室を代表して賛成する。不幸な戦争の後、国交未回復の国と国交を回復することは当然であるが、本件は、軍事的なものであるならば反対をするが、單純に国交の回復が目的であるから、全幅の賛意を表する。且つこれを機会に遠かな中ソその他の国との国交回復を希望する。協定に關しては、ビルマとしては賠償金額について不満もあるが、ウ・チヨウ・ニエン代表の来朝によつて長い間討議をされたもので、その合意の結果によるものであるから妥協と考へる。ただ協定実施に當

つて、当局において熱意を持つて遺憾なきように配慮ありたい。又この協定の後には、他の求償国との問題が控えており、日本の国力や支払能力を考えれば、幾多の問題が存しないとも言えないのであるから、これらをよく勘案して賠償問題について万全の措置を講ぜられた」と述べられました。曾根委員は、「社会党第二控室を代表して賛成する。その理由は、第一に、日本の自主独立と経済自立の完成のためには国交未回復の国、特にアジアの新独立国との国交樹立と経済提携が必要である。この意味で賠償問題のさきがけとしてビルマとの間に、解決に成功したことは慶賀すべきことである。第二に、この協定成立には、ビルマの政局が安定し、同国民が復興の希望に燃えている実情がこれに幸ひし、ウ・チヨウ・ニエン外相のステーツマン・シップに負うところが多く、且つビルマが社会主義の実験をしている国であるということがこれに大きな役割を演じたと考へる。ビルマが植民地的羅網を脱するために敢然として闘ひ、赤色の脅威にも耐え得べき社会秩序を求めて立派にやつてゐるのに対して、我が国の賠償はその社会福祉に貢献できるのであるから、我が国にとつてその負担は大きいのであるけれども、我が国民も忍んでこれをやつて行つてもらふべきことと考へる。なお賠償問題は、我が国の全支払能力と連關するものが深いのであるから、賠

償のみを切離して考へずに、我が国の民生、防衛等の諸問題との關係について、はつきりした見通しをつけて十分勘案して予算上に組入れるように政府に要望する」旨を述べられました。次いで民主黨の杉原委員は、「本件に賛成である。本条約、協定は、我が国の對外關係打開の上において重要な意義を持つものである。内容もおおむね妥當である。本件の打觸に當つた前内閣の努力に敬意を表し、且つビルマ政府の努力を多とするものである」と述べられました。最後に、無所属クラブの大山委員は、「賠償協定には進んで賛意を表するにやぶさかでない。ただ条約については、サンフランシスコ条約に反對の立場であるので、同条約との連關においてビルマとの平和条約については、なお疑義を持つておつて、只今如何なる態度をとるべきかということについて決定をしておらないで甚だ苦心をしている。故にその条約に關しては棄権をいたしたい。」と述べられました。

かくて討論を終結いたしましたして、採決を行いましたところ、委員会は、全会一致を以て同案はそれ／＼承認を与えることに決定をいたしました。

右、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより兩件の採決をいたします。

先ず、日本国とビルマ連邦との間の平和条約の批准について承認を求めるの件全部を問題に供します。委員長報告の通り、本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致を以て承認することに決しました。

○議長(河井彌八郎) 次に、日本国とビルマ連邦との間の賠償及び経済協力を關する協定の締結について承認を求めるの件全部を問題に供します。委員長報告の通り、本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致を以て承認することに決しました。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 日程第三、恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。内閣委員長荒木正三郎君。

〔審査報告書は都合により次号に掲載〕

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十九年十二月十七日

衆議院議長 松永 東

參議院議長河井彌八郎

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四條第二項中「一年八月」を「二年八月」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔荒木正三郎君登壇、拍手〕

○荒木正三郎君 只今議題となりました恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

本法律案は、衆議院内閣委員長の発議による法律案であります。先ずこの法律案の發議された理由と内容につきまして御説明いたします。

さきに公務員恩給に關する在職年数の加算制度は原則として廃止されたのでありますが、蒸氣機關車乗務員等のごとく、特に不健康且つ危険な業務に従事する職員に加算制度については、別途措置せられることになつておりましたので、それまでの間、なおこれらの人々については加算を認めることに、第十九回国会において恩給法の改

昭和二十九年十二月二十日 参議院會議録第三号 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

正が行われたのでありますが、昭和三十年三月三十一日を以てその期間が満了いたしますので、更に一年その期間を延長し、以て移行による空白を補うための措置をいたそうとするのが、本案の要旨であります。

内閣委員会は、本月十八日委員会を開きまして、本法律案の審議に當つたのでありますが、本法律案が議員提出法律案の形をとり、政府提出法律案の形をとらなかつた理由如何。又、不健康業務に従事する一般公務員の恩給加算について、従来暫定措置をたび／＼繰返しておるが、この暫定措置と密接な関係のある不健康業務に従事する各種公共企業体の共済組合法案の成立の見通し等の問題について、質疑応答がありました。他に特に質問もなく、ついで討論に入りましたところ、討論省略の動議が提出され、この動議が成立いたしましたので、直ちに本法律案について採決をいたしました。その結果本法律案は、全会一致を以て可決すべきものと議決せられました。

以上で報告を終わります。

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て可決せられました。

明治二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。次会の議事日程は、決定次第公報を以て御通知いたします。本日は、これにて散会いたします。午前十一時三十二分散会

○本日の会議に付した事件

一、国土総合開発審議会委員の選挙
一、日程第一 日本国とビルマ連邦との間の平和条約の批准について承認を求めるの件

一、日程第二 日本国とビルマ連邦との間の賠償及び経済協力に関する協定の締結について承認を求めるの件
一、日程第三 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議長	河井 彌八君
副議長	重宗 雄三君
議員	加賀山之雄君 梶原 茂嘉君 柏木 庫治君 奥 むねお君 井野 碩哉君 石黒 忠雄君 山川 良一君 赤木 正雄君 森田 義衛君 森 八三三君 村上 義一君 宮城タマヨ君 溝口 三郎君 三木與吉郎君 三浦 辰雄君 前田 久吉君 廣瀬 久忠君 早川 慎一君 野田 俊作君 野本 品吉君

中山 福藏君 豊田 雅孝君	湯山 勇君 松野 鶴平君
土田国太郎君 竹下 豐次君	中川 以良君 泉山 三六君
高橋 道男君 高木 正夫君	黒川 武雄君 池田宇右衛門君
杉山 昌作君 島村 重次君	木下 源吾君 内村 清次君
佐藤 尚武君 河野 謙三君	秋山 長造君 阿具根 登君
高良 とみ君 小林 武治君	河合 義一君 龜田 得治君
岸 良一君 後藤 文夫君	小松 正雄君 永井純一郎君
加藤 正人君 伊能 芳雄君	清澤 俊英君 佐多 忠隆君
青柳 秀夫君 石井 桂君	江田 三郎君 小林 孝平君
白井 勇君 川口爲之助君	久保 等君 田畑 金光君
酒井 利雄君 高橋 楠君	森崎 隆君 矢嶋 三義君
宮本 邦彦君 長島 銀藏君	藤田 進君 岡田 宗司君
安井 謙君 滝井治三郎君	藤原 道子君 若木 勝藏君
横川 信夫君 大矢半次郎君	山田 節男君 天田 勝正君
石川 榮一君 木内 四郎君	中田 吉雄君 千葉 信君
石原幹市郎君 松岡 平市君	羽生 三七君 荒木正三郎君
劍木 幸弘君 一松 政二君	三木 治朗君 曾根 益君
西郷吉之助君 木村篤太郎君	鮎川 義介君 野村吉三郎君
寺尾 豊君 中山 壽彦君	市川 房枝君 東 隆君
小林 英三君 山縣 勝見君	紅露 みつ君 有馬 英二君
草葉 隆圓君 津島 壽一君	最上 英子君 深川タマエ君
青木 一男君 大野秀次郎君	松永 義雄君 菊田 七平君
岡田 信次君 大谷 賛雄君	三浦 義男君 木島 虎藏君
雨森 常夫君 平林 剛君	松浦 清一君 鈴木 彌平君
重政 庸徳君 小澤久太郎君	杉原 荒太君 武藤 常介君
鹿島守之助君 深水 六郎君	松浦 定義君 平林 太一君
加瀬 完君 青山 正一君	八木 秀次君 堀木 鎌三君
入交 太蔵君 松平 勇雄君	寺本 廣作君 鈴木 一君
永岡 光治君 伊能繁次郎君	千田 正君 松澤 兼人君
仁田 竹一君 郡 祐一君	上條 愛一君 苦米地義三君
小瀧 彬君 平井 太郎君	三好 英之君 棚橋 小虎君
堀 末治君 島津 忠彦君	石坂 豊一君 一松 定吉君

松原 一彦君 笹森 順造君
大山 郁夫君
國務大臣
外務大臣 重光 葵君
政府委員
外務政務次官 床次 徳二君
外務省条約局長 下田 武三君

〔参照〕
十二月十八日議長において、左の通り議席を変更した。
八九 木村篤太郎君
二一五 中川 幸平君

定価 一部 十五円

(送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二五
郵便東京九〇〇〇官報集